

6 受検資格

技能検定には、各級ごとにそれぞれ受検資格区分があり、この資格は職業訓練歴や学歴によりいろいろ定められていますが、いずれも原則として検定職種に関する実務の経験が必要です。なお検定職種に関する実務経験とは、検定職種ごとの主要な技能の内容を概ね包含する実務（管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務を含む）の経験及び入職後に当該検定職種に関する訓練又は教育を受けた経験とします。必要な実務の経験年数は下表のとおりです。

【技能検定試験受検資格一覧表】

区 分	3 級		2 級		1 級			単一等級	特 級
	受検に必要な実務経験年数	直接受検に必要な実務経験年数（注2）	3級の技能検定に合格した後の実務経験年数（注3）	直接受検に必要な実務経験年数（注2）	3級の技能検定に合格した後の実務経験年数（注3）	2級の技能検定に合格した後の実務経験年数（注3）	受検に必要な実務経験年数	1級の技能検定に合格した後の実務経験年数	
実務経験のみ	(注6)	2		7			3		
専門高校・専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業*	0	0		6			1		
大学（専門職大学前期課程修了者を除く）・専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業*	0	0		4			0		
短大・高専・高校専攻科・専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業* 専門職大学前期課程修了*	0	0		5			0		
普通課程の普通職業訓練修了* (注10)	2,800時間以上	0		4	4	2	0		
	2,800時間未満	0		5			1		
短期課程の普通職業訓練修了* (注10)	700時間以上	0 (注7)	0	6			1		
専修学校(注5)又は各種学校卒業* (厚生労働大臣指定のものに限る)	3,200時間以上	0 (注8)		4			0	5	
	1,600時間以上	0 (注8)		5			1		
	800時間以上	0 (注8)		6			1		
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了* (注10)	0	0		3	2	1	0		
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了* (注10)	0	0			1		0		
指導員養成課程の指導員養成訓練修了* (注10)	0	0			1		0		
職業訓練指導員免許取得*	—	—	—		1		0		
高度養成課程の指導員養成訓練修了* (注10)	0	0	0		0		0		
求職者支援法により認定された職業訓練の修了*	0	0	0	6	4	2	1		

- (注) 1. 必要な実務経験年数とは、申請書受付締切日（4月17日）現在までをいいます。
 2. 1・2級の直接受検とは、検定職種について上表の実務経験年数があれば2・3級に合格することなく直接1・2級を受検することができることをいいます。
 3. 合格した下位の等級と同一職種が対象となります。なお、既に2・3級に合格している人で、1・2級を受検しようとする場合、1・2級に直接受検の実務経験年数があれば、2・3級合格後の経験年数を待たなくても1・2級受検の資格があります。
 4. *印は検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に関するもの（学科、訓練科は職種ごとに定められています。学科についてはP10参照）で、それぞれ卒業・修了後及び免許取得後の年数です。
 5. 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除きます。
 6. 検定職種に関し実務の経験があれば3級を受検することができます。
 7. 総訓練時間が700時間未満の場合でも3級を受検することができます。
 8. 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、3級を受検することができます。
 9. 3級の受検資格として上表に掲げるほか、表中の各校における検定職種に関する学科・訓練科に在学・訓練中の方、検定職種に関する求職者支援法により認定された職業訓練を受けている（訓練中の）方及び厚生労働省が認める検定職種に係る講習を受講し安全衛生上の問題等がないと判定された方も含まれます。
 10. 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格が認められます。
 11. 外国の学校において大学・短大及び高校相当の学校を卒業した方は、日本の場合に準じます。
 12. 受検資格判定で困難が生じる場合、卒業証明書や履修証明書を提出いただく場合があります。